

**響灘洋上風力発電施設の設置・運営事業者
公募占用指針**

**平成 28 年 8 月
北九州市港湾空港局
(令和 4 年 1 2 月改定)**

目 次

1. 概要	1
2. 参加資格	2
3. スケジュール	3
4. 参加登録	3
5. 参加登録の確認通知	4
6. 公募占用指針説明会の開催	4
7. 質疑応答の方法	4
8. 公募占用計画に関する手続	5
9. 占用予定者の選定方法	11
10. 公募占用計画の認定等	15
11. 水域の占用の許可	19
12. 工事の実施等に当たっての許可	21
13. 地位の承継	21
14. 計画の認定の取消し	22
15. 報告の徴収等	22
16. その他	23
17. 担当部局	24
様式	27
用語の定義	56
公募対象施設及び維持管理の方法に関する基準	58

響灘洋上風力発電施設の設置・運営事業者公募占用指針

1. 概要

(1) 目的

再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出せず、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で重要な低炭素の国産エネルギーである。再生可能エネルギーのうち導入拡大が不可欠とされる洋上風力発電は、平成 25 年 4 月に閣議決定された海洋基本計画において「港湾区域においては、洋上風力発電が、港湾の管理運営や諸活動と共生していく仕組みの構築によって、引き続き導入の円滑化に取り組む。」と示されるなど、港湾が洋上風力発電の導入適地として有望視されている。

また、平成 28 年には、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）（以下「法」という。）が改正（平成 28 年 5 月 20 日公布、7 月 1 日施行）され、港湾の機能を維持しつつ港湾区域内水域等の有効活用を図るため、港湾区域内水域等の占用の許可の申請を行うことができる者を公募により決定する制度（占用公募制度）が整備された。

北九州市では、響灘地区の有するポテンシャルを活かし、「風力発電関連産業の総合拠点」の形成を目指して、平成 22 年度から「グリーンエネルギーポートひびき」事業を推進しており、北九州港においては、平成 27 年 12 月に港湾計画を一部変更し、新たに「再生可能エネルギー源を利活用する区域」を設定した。

これまでの取組を通じて風力発電関連産業の集積が進んでいるが、本公募は、この取組を更に進めるため、北九州港港湾区域での洋上風力発電施設の設置・運営に関する企画提案を募集し、公募参加者のうちから、最優秀提案者を占用予定者（事業実施予定者）として選定することを目的とする。

(2) 公募対象施設等の種類

北九州港の再生可能エネルギー源を利活用する区域における洋上風力発電施設

(3) 当該公募対象施設等のための港湾区域の占用の区域

- ① 所在地 福岡県北九州市若松区響町地先
- ② 対象区域 2,687ha（p25 位置図参照）

(4) 事業規模

導入規模（風力発電施設の定格出力）は、総出力 5 万 kW 以上の規模とする。

(5) 港湾区域の占用開始の時期（建設開始時期）

平成 33 年 4 月 1 日以降

(6) 公募占用計画の認定の有効期間

30年

(7) 占用料の額の最低額

種別	単位	金額
工作物による占有	1 m ² につき	年額 300円
上空の占有又は地下埋設物その他これに類するものによる占有	1 m ² につき	年額 150円

2. 参加資格

参加者は、次に掲げる要件を満たす企業、又は複数の企業で構成する連合体（以下「コンソーシアム」とする。

(1) ①～②の要件全てを満たすこと。

- ① 日本国内に本社、支店、営業所を有する等、緊急時に迅速な対応が可能であること。
- ② 国内外において、過去に1万kW以上の風力発電所の設置又は運営の実績を有する、あるいは現在具体的に他の風力発電所の設置又は運営に着手していること。

(2) ①～⑦のいずれにも該当する者でないこと。（公募参加者がコンソーシアムであるときは、その構成員の全てが該当しないこと。）

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定（一般競争入札に参加させないことができる事由など）に該当する者
- ② 次の申立てがなされている者
 - a 破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
 - b 会社更生法第17条に基づく更正手続開始の申立て
 - c 民事再生法第21条の規定による再生手続の申立て
- ③ 本市から指名停止を受けている期間の者
- ④ 国、県の機関により、現に指名停止措置を受けている者
- ⑤ 法人税及び北九州市税の滞納者
- ⑥ 公募に参加しようとする他の者との間に資本関係、人的関係がある者
- ⑦ 次に該当する者
 - a 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者
 - b 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - c 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - d 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与す

るなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

e 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

f 暴力団員である事を知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用している者

3. スケジュール

(1) 公募占用指針の配布	平成 28 年 8 月 19 日 (金) ～10 月 18 日 (火)
(2) 参加登録受付	平成 28 年 8 月 19 日 (金) ～9 月 1 日 (木)
(3) 説明会申込受付	平成 28 年 8 月 19 日 (金) ～9 月 1 日 (木)
(4) 公募占用指針の質疑受付	平成 28 年 9 月 1 日 (木) ～9 月 9 日 (金)
(5) 説明会	平成 28 年 9 月 5 日 (月)
(6) 参加登録の確認通知	平成 28 年 9 月 16 日 (金)
(7) 質疑への回答	平成 28 年 9 月 16 日 (金)
(8) 公募占用計画の受付	平成 28 年 10 月 3 日 (月) ～10 月 18 日 (火)
(9) 審査・評価	平成 28 年 10 月下旬～平成 29 年 1 月
(10) ヒアリング	平成 29 年 1 月
(11) 選定結果公表	平成 29 年 1 月下旬以降

4. 参加登録

本公募に対し参加を希望する場合は、次のとおり事前に登録するものとする。なお、受付期間を過ぎての申込みは受け付けない。

①提出様式 響灘洋上風力発電施設の設置・運営事業者公募参加登録申込書（様式 1）

②受付期間 平成 28 年 8 月 19 日 (金) 8 時 30 分～9 月 1 日 (木) 17 時 15 分

③提出方法 電子メールによる。（メール件名：「公募参加登録申込書（事業者名・提出日）」）

なお、電子メール送信後に、提出先に着信確認の電話連絡を行うこと。

④提出先 17. のとおり。

なお、登録にあたり本件公募に参加する単体企業（以下「応募企業」という。）、コンソーシアムとして参加することを予定している場合は代表となる企業（以下「代表企業」という。）及び構成する企業（以下「コンソーシアム構成員」という。）の参加資格を確認するため、参加登録申込書に次の内容を示した資料を添付すること。

・公募参加者（予定するコンソーシアム構成員全て）に関する書類

：公募参加者の名称、所在地

：納税証明書、税に滞納がないことの証明

：役員の氏名、生年月日

- ・発電所の設置又は運営の実績（出資する SPC の実績を含む）に関する書類
：発電所の名称、所在地、発電規模（実績）、当該発電事業における立場・役割

5. 参加登録の確認通知

参加登録の申込みを行った者のうち、「2. 参加資格」に掲げる要件を満たすかどうかを確認した上で、平成 28 年 9 月 16 日（金）17 時 15 分までに参加資格要件を満たす者に対し、書面をもって参加登録の確認通知を行い、参加資格要件を満たしていない者に対しては、理由を付してその旨を書面により通知する。

また、参加資格要件を満たさない理由について、書面にて説明を求めることができる。この説明を求める場合は、平成 28 年 9 月 23 日（金）17 時 15 分までに様式 2 に必要事項を記載の上、電子メールで「17. 担当部局」宛て提出すること。

6. 公募占用指針説明会の開催

参加登録の申込みを行った者を対象に提出資料の記載要領等の公募に関する説明会を次のとおり開催するので、参加希望者は事前申込みを行うこと。

- ①日 時 平成 28 年 9 月 5 日（月） 13 時 30 分～
- ②場 所 北九州エコタウンセンター セミナールーム
(北九州市若松区向洋町 10-20)
- ③申込様式 響灘洋上風力発電施設の設置・運営事業者公募占用指針説明会参加申込書（様式 3）
- ④申込期間 平成 28 年 8 月 19 日（金）8 時 30 分～9 月 1 日（木）17 時 15 分
- ⑤申込方法 電子メールによる。（メール件名：「公募占用指針説明会参加申込書（事業者名・提出日）」）
なお、電子メール送信後に、提出先に着信確認の電話連絡を行うこと。
- ⑥申込先 17. のとおり。

7. 質疑応答の方法

本公募占用指針及び説明会での説明内容に関する質疑は、次のとおり受け付ける。

- ①提出様式 響灘洋上風力発電施設の設置・運営事業者公募に係る質問書（様式 4）
- ②受付期間 平成 28 年 9 月 1 日（木）8 時 30 分～9 月 9 日（金）17 時 15 分（ただし、公募占用計画の記載方法に関する質問は、平成 28 年 10 月 13 日（木）17 時 15 分まで）
- ③提出方法 電子メールによる。（メール件名：「公募に係る質問書（事業者名・提出日）」）

なお、電子メール送信後に、提出先に着信確認の電話連絡を行うこと。

④提出先 17. のとおり。

⑤回答 提出された質疑への回答は、参加登録の確認通知を行った者全員に対して、平成28年9月16日（金）17時15分まで（公募占用計画の記載方法に関する質問は、平成28年10月14日（金）17時15分まで）に電子メールで回答する。

8. 公募占用計画に関する手続

（1）提出期間及び提出方法

参加資格があることの確認を受けた者は、本公募占用指針を熟覧の上、下記のとおり公募占用計画を提出するものとする。なお、提出期間の前、提出期間を過ぎての提出は受け付けない。

①提出期間 持参の場合：平成28年10月3日（月）～10月18日（火）（土日祝日を除く。）8時30分～17時15分

送付の場合：平成28年10月3日（月）8時30分～10月18日（火）17時15分（必着）

②提出先 17. のとおり。

③提出方法

ア. 原本と写し13部及び電子データ（CD-ROM：PDF形式）を持参又は送付（書留郵便又は信書便に限る。）すること。

イ. 公募占用計画を持参する場合には、原本は封かんの上、公募参加者の商号又は名称、代表者名（個人の場合は氏名）、公募件名（「響灘洋上風力発電施設の設置・運営事業者公募占用計画」）を表記し、提出すること。

なお、提出に当たっては、港湾管理者により占用公募参加資格があることの確認を受けた通知書（以下「占用公募参加登録確認通知」という。）を持参すること。

ウ. 送付により公募占用計画を提出する場合は、表封筒に「響灘洋上風力発電施設の設置・運営事業者公募占用計画」在中の旨を朱書し、占用公募参加登録確認通知と封かんした公募占用計画（原本）を同封すること。

エ. 代理人が公募に参加する場合には、公募占用計画に加えて、委任状を提出すること。

④提出に当たっての注意事項

ア. 公募占用計画に記載する提出者の住所、事業者名及び代表者名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合はその代理人が記載、押印すること。

イ. 提出済みの公募占用計画は、いかなる理由があっても、内容変更、差し替え又は再提出することはできない。

ウ. 公募参加者又は代理人は、本件公募について他の公募参加者の代理人を兼ねることはできない。

(2) 提出書類

提出書類は次のとおりとする。

- ① 公募占用計画等（様式5，様式6，様式7，様式8，様式9）
- ② 添付書類（コンソーシアムにおいては全ての法人分）
 - ・ 定款及び役員名簿 最新のもの（写し）
 - ・ 法人登記事項証明書 応募提出日前3箇月以内に発行されたもの（原本）
 - ・ 事業報告書等 事業報告書、貸借対照表及び損益計算書、付属明細書過去3年分（写し）
 - ・ 納税証明書 本市に営業所等を有する場合は、北九州市税についての納税証明書（写し）
それ以外の場合は、法人税、消費税及び地方消費税についての納税証明書（写し）
 - ・ 公募占用計画の要旨 様式自由（A3 横1枚）

(3) 応募の無効

次のいずれかに該当する応募は無効とする。

- ア. 公募参加資格のない者がした応募
- イ. 公募占用計画に虚偽の記載をした者がした応募
- ウ. 指定の時刻までに提出しなかった応募
- エ. 所定の様式によらない応募
- オ. 記名、押印を欠く応募
- カ. 公募参加者又はその代理人が1人で2件以上の応募をした場合、その全ての応募
- キ. 公募参加者及びその代理人がそれぞれ応募した場合、その双方の応募
- ク. 委任状の提出がない代理人がした応募
- ケ. 占用料の額、公募参加者の氏名その他主要部分が識別しがたい応募
- コ. 占用料の額を訂正した応募
- サ. 公募に関し、不正な行為を行った者がした応募

(4) 公募の延期等

公募参加者（代理人が公募参加する場合にあつては代理人。以下同じ。）が連合し又は不穩の挙動をするなどの場合であつて、公募を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該公募を延期し又はこれを取り止めることがある。

(5) 公募占用計画の作成要領

本公募では、法第 37 条の 5 第 3 項の規定に基づき、港湾の機能を損なうことなく公共の利益の増進を図る上で最も適切であると認められる者を選定することとなる。洋上風力発電事業は、長期間にわたる事業であり大規模かつ高度な技術を要することから、港湾の開発、利用又は保全との調和を図るとともに、着実かつ安定的な事業の実施となるよう留意の上、公募占用計画を作成されたい。

公募占用計画に記載すべき事項は下表のとおりである。提出された公募占用計画に形式上の不備や要件の不足等がある場合には、無効とすることや、内容の追加、修正を求めることがある。また、本公募占用指針において示した事項以外の内容を含む公募占用計画については、無効とすることがある。

また、洋上風力発電事業の特性上、事項によっては詳細な内容を示すことは容易ではないものがあると考えられるため、本公募段階においては概略を示した資料とすることで差し支えないが、当該公募占用計画が認定された場合にあっては、必要な調査等を実施の上、遅くとも占用許可の申請前には、詳細な内容を示す資料を当該計画の変更申請をもって提出するものとする。

項目	記載事項
公募参加者の概要 (様式 6)	応募企業の名称／住所／担当者／連絡先、コンソーシアムの場合はコンソーシアムの名称及び代表企業とコンソーシアム構成員の名称／住所／担当者／連絡先／役割を記載すること。また協力企業がある場合はその旨を記載すること。記載に当たっては下記に留意すること。 ：コンソーシアムとして参加する場合は、コンソーシアム構成員の名称及び本事業の遂行上果たす役割を明らかにするものとする。 ：公募参加者は、事業を実施する予定の応募企業又はコンソーシアム構成員の他に、建設及び O&M に関して協力を求める企業（以下「協力企業」という。）がある場合は、その名称及び役割を明らかにするものとする。ただし、この場合において協力企業とは元請契約を予定している者とする。 ：コンソーシアムにあってはコンソーシアム構成員から代表企業を定めるとともに、コンソーシアム構成員は委任状を提出し、当該代表企業が応募手続を行うこととする。 ：応募企業又はコンソーシアム構成員は、SPC に出資して議決権付株式全ての割当てを受けることを基本とする。 ：公募占用計画の提出以降、応募企業又はコンソーシアム構成員のいずれかが、同時に他の応募企業又はコンソーシアム構成員となることは認められない。
暴力団排除に関する誓約書（様式 7）	応募企業、コンソーシアムの各構成員は、記載事項を確認の上、氏名等を記載すること。

委任状 (様式 8)	代理人が公募に参加する場合においては、委任状を提出すること。
公募占用計画 (様式 9)	① 占用の目的 (様式 9) 当該指針で示した内容を踏まえ目的を記載する。 ② 占用の区域 (別表 1) 公募占用指針に示された占用の区域の全域を対象とすることを基本とし、現時点で想定される洋上風力発電施設の配置場所を記載する。なお、公募占用指針で示した占用の区域は、あくまで対象区域であり、占用の許可の申請が必要となる区域は、対象区域のうち、風車本体とローターの旋回により占用することとなる区域のみになることに留意すること。また、洋上風力発電施設の配置される区域が公募占用指針で示した占用の区域を大きく下回る場合は、その理由について明示すること。 ③ 占用の期間 (様式 9) 公募占用指針に示された占用の開始時期から認定の有効期間内を基本として記載する。なお、占用の期間について公募占用指針に示された開始時期より早期に占用を開始する場合や、早期に占用を終了する場合は、その理由について明示すること。 ④ 公募対象施設等の構造 (別表 2) 構造の概略 (標準的な平面、立面、断面図、諸元、数量) 及び地震、波浪等に関する設計条件の設定方法を記載する。 ⑤ 工事实施の方法 (別表 3) 工事の施工計画の概略を記載する。 ⑥ 工事の時期 (別表 4) 概略の工事の工程を記載する。 ⑦ 公募対象施設等の維持管理の方法 (別表 5) 維持管理計画の概略を記載する。 ⑧ 公募対象施設等の撤去の方法 (別表 6) 撤去方法の概略を記載する。 ⑨ 占用料の額 (様式 9) 収支計画の前提とした占用料の額を記載する。 ⑩ 資金計画及び収支計画 (別表 7, 別表 8-1, 別表 8-2) 下記について記載する。 ：資金計画 －事業費、資本金額／出資者／出資比率、借入額／借入の形式／金利／想定する金融機関等、債権を発行する場合はその種類及び発行条件 －キャッシュフロー計算書 ：収支計画 －調査設計費用、建設費用、資機材調達費用、O&M 費用、撤去費用 (積立内容を含む)、占用料、設備利用率、収入見込 (FIT 等) を記載した

	損益計算書 －内部収益率（IRR） ⑪ 公募参加者の役員の氏名、生年月日その他必要な事項（別表 9） 公募参加者が法人又は団体である場合においては、その者の氏名、生年月日を記載し、個人である場合においては、その者の氏名、生年月日を記載する。 ⑫ 事業の実施方針（別表 10） 事業運営の基本的考え方、事業全体のスケジュール及び進め方、建設着手の判断基準、O&M 実施の考え方や体制、港湾の管理運営との共生、地域における社会受容性への配慮、想定されるリスク（知財の侵害含む）と対応方針等について記載する。 ⑬ 事業実施体制（別表 11） 下記について記載する。 ：公募占用計画提出時の体制 －応募企業又は代表企業及びその他の構成員並びにそれらの協力企業の役割分担 －各種調整及び調査設計段階での体制、人的資源の配置 －各企業の役割に応じた実績（国内における風力発電事業の実績、海洋構造物の建設実績工事の実績等。） ：事業実施時の体制 －SPC 等事業会社の発電事業開始時に想定される資本金額（以下「資本金額」という）、応募企業又は代表企業及びその他構成員等の出資比率 －事業期間中の株式保有の方針（出資比率変更、売却等）、事業実施の方法（SPC と出資者との関係等） －想定される役員構成、主たる役員の経歴、本社所在地 －洋上風力発電施設の O&M の体制 等 ：資金調達の体制 －想定している資金調達方法（プロジェクトファイナンス、コーポレートファイナンス、自己資金等） －格付け機関による応募企業又は代表企業の格付け －応募企業又はコンソーシアム構成員の財務状況 －応募企業、代表企業及びその他の構成員又はそれらの親会社の純資産の合計 －金融機関（幹事金融機関）の LOI 等 －格付け機関による金融機関の格付け －金融機関の自己資本比率等
--	--

	一融資方法、融資必要額に対応した想定する金融機関の国内でのプロジェクトファイナンス又はコーポレートファイナンスの実績 ⑭ 全体スケジュール、各種計画（別表１２） 下記について記載する。 ：全体スケジュール ：計画認定から建設開始までに必要な各種調査・協議・調整に係る計画 ：施工計画 ：発電事業に係る計画（施設配置計画、発電施設の構造・諸元、発電量の予定、並びに電気事業法に基づく工事計画届出、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく認定や系統接続等の手続） ：維持管理計画、緊急時対応計画、事故等に備えた保険の付保 ：公募占用計画の履行状況に係る報告の実施回数、内容 ：公募占用計画の変更の時期、考え方 ⑮ 港湾の開発、利用、保全に関する方針（別表１３） 下記について記載する。 ：占用許可の条件への対応 ：計画認定後に実施する各種自然条件調査や関係者との各種調整の結果等に関する港湾管理者への報告 ：その他港湾物流、安全・安心、港湾環境、港湾空間の創造・管理、港湾の各種政策・事業実施への配慮 ⑯ 港湾、地域への貢献に関する考え方（別表１４） 下記について記載する。 ：響灘地区の風力発電関連産業の総合拠点化への貢献 ：地元企業の振興 ：港湾への常時又は非常時の電力供給 等 ：地元の漁業、観光への貢献 等 ：その他洋上風力発電に係る市民等が参加可能な各種プログラムの実施 等 ⑰ その他計画認定後の留意事項への対応（別表１５） ：計画認定後に留意すべき事項への対応について記載する。
--	---

（６）提供情報

下記に関する情報を、港湾管理者公募占用担当部局にて公開する。

：港湾計画図、洋上風力発電に係る自然環境調査などについて、漁業権に関す

る資料 等

その他以下の情報に関しては、応募者において確認しておくものとする。

：地盤-海洋台帳、風況等-NEDO ホームページ、海底ケーブル等の設置位置図-
海図 など

9. 占用予定者の選定方法

占用予定者については、第1段階として港湾法第37条の5第1項に基づき全ての公募占用計画の審査を行い、第2段階として法第37条の5第2項に基づく審査を通過した公募占用計画を評価した上で選定する。

本公募では、法第37条の5第3項の規定に基づき、港湾の機能を損なうことなく公共の利益の増進を図る上で最も適切であると認められる者を選定することとなる。洋上風力発電事業は、長期間にわたる事業であり大規模かつ高度な技術を要することから、港湾の開発、利用又は保全との調和や、着実かつ安定的な事業実施の実現性等に着目し、審査・評価・選定を行うものとする。

なお、審査・評価に当たっては、計画の内容を確認するための補足資料の提出を求められることがある。

(1) 公募占用計画の審査

第1段階の審査では、法第37条の5第1項に基づき下記の4点について審査を行う。

1) 公募占用指針との適合性の審査

提出された公募占用計画が公募占用指針に照らし適切なものであることを審査する。審査に当たっては、記載を求めた事項に不足がないか等当該指針の求める事項に合致しているかどうかを確認する。

また、本公募は、港湾機能を損なうことなく公共の利益の増進を図ることを目的に実施していることから、事業の実施能力及び実施体制等に注目するなど着実かつ安定的な事業の実施が客観的な資料によって十分見込まれるものであるかを審査する。

2) 港湾の利用等に支障を与えないものであることの審査

当該公募対象施設等のための港湾区域内水域等の占用が法第37条第2項の許可をしてはならない場合に該当しないものであることを審査する。

ア. 港湾の利用若しくは保全に著しく支障を与え、又は港湾計画の遂行を著しく阻害しないこと。

イ. その他港湾の開発発展に著しく支障を与えるものでないこと。

3) 公募対象施設及び維持管理の方法に関する基準との適合の審査

公募対象施設及び当該施設の維持管理の方法が港湾法施行規則（昭和26年運輸省令第98号）第3条の9に定める基準（「公募対象施設等又はその維持管理の方法の基準に関して必要な事項を定める告示」で定める事項を含む。）に適合

しているか審査する。

4) 公募占用計画の提出者の審査

暴力団排除に関する誓約書等によって、当該公募占用計画を提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないことを確認する。

また、公募占用計画に記された実績、資金調達能力から下記の事項を確認する。

①技術力の基準

：応募企業、コンソーシアム構成員又はそれらが出資する SPC の国内外における風力発電の設置又は運営実績（1 万 kW 以上、10 年以内）があること。

：応募企業、コンソーシアム構成員、それらが出資する SPC 又は協力企業の国内外における海洋構造物の建設実績（10 年以内）があること。

②資金調達能力の基準

：応募企業、コンソーシアム構成員又はそれらの親会社の純資産額の合計が事業費を上回ること。

：想定する金融機関の国内におけるプロジェクトファイナンス等の融資実績、LOI 等の添付があること。

(2) 公募占用計画の評価及び占用予定者の選定

1) 評価の基準

第2段階では、法第37条の5第2項に基づき、第1段階の審査を通過した全ての公募占用計画について評価を行うものとする。評価に当たっては、下記①のア～オに示された事業実施の確実性を評価し、その確実性が認められた上位の公募占用計画について、カの「港湾、地域への貢献」の評価点を加える。

公募占用計画の総合的な評価の結果、港湾の機能を損なうことなく公共の利益の増進を図る上で最も適切であると認められる公募占用計画を提出した者を占用予定者として選定する。評価、選定は、学識経験者及び専門家からなる評価・選定委員会を開催して実施するものとする。

①評価項目と評価する内容及び配点

ア. 事業の実施方針 (3/15)

評価項目	採点基準
参加目的、事業運営の基本的考え方	・公募占用指針に照らし適切か
事業全体のスケジュール及び進め方	・スケジュール及び進め方が適切か
建設着手等の判断時期、判断基準	・建設を判断するタイミングが明確に示されているか ・判断基準が定量的又は具体的に示されているか
O&M の考え方	・O&M の考え方が具体的か
港湾の管理運営との共生の考え方	・共生の考え方が港湾計画等に照らし適切か
地域における社会受容性への配慮	・社会受容性への配慮が適切か

評価項目	採点基準
事業撤退等を想定せざるを得ないリスクとその対処方針	・リスクの分析が的確か

イ. 事業の実施体制 (3/15)

・公募占用計画提出時の体制

評価項目	採点基準
応募企業又は代表企業及びその他の構成員並びにそれらの協力企業の役割分担等	・企業間の役割分担が具体的に明示されているか ・コンソーシアムの場合は構成員間の覚書等があるか ・協力企業からの施工方法等に関する提案書等があるか
各種調整及び調査設計段階での体制、人的資源の配置	・各種調整及び調査設計の実施体制が示されているか ・上記体制への人的資源の配置が具体的か
各企業の役割に応じた実績	・応募企業又は代表企業に風力発電の設置又は運営の実績があるか ・応募企業又はコンソーシアムに洋上風力発電の設置又は運営の実績があるか ・応募企業、コンソーシアム又は協力企業に北九州港又は国内他港で港湾工事の実績（元請）があるか

・事業実施時の体制について

評価項目	採点基準
SPC 等事業会社の資本金額（発電事業開始時）、応募企業又は代表企業及びその他構成員等の出資比率、事業期間中の株式保有の方針（出資比率変更、売却等）、事業実施の方法（SPC と出資者との関係等）	・資本金額等が事業費に比して妥当な水準にあるか ・代表企業の出資比率が意思決定の観点から十分か ・代表企業が事業期間中継続して事業を実施するのか ・SPC 等組成時の事業実施体制が示されているか
想定される役員構成、主たる役員の専門分野、経歴、本社所在地 等	・建設、運営に当り専門性のある人材が想定されているか
洋上風力発電施設の O&M の体制 等	・O&M の体制が具体的に示されているか

・資金調達の体制

評価項目	採点基準
想定している資金調達方法（プロジェクトファイナンス、コーポレートファイナンス、自己資金等）	・資金調達方法が具体的に提示されているか
格付け機関による応募企業又は代表企業の格付け	・応募企業、代表企業の格付けは十分か
応募企業又はコンソーシアム構成員の財務状況	・応募企業、コンソーシアム構成員の財務体質は健全か
応募企業、代表企業及びその他の構成員又はそれらの親会社の純資産の合計	・純資産の額が事業規模に比して十分か
金融機関（幹事金融機関）の L0I 等	・融資実績の十分な銀行の L0I か
格付け機関による金融機関の格付け	・金融機関の格付けは十分か
金融機関の自己資本比率等	・金融機関の自己資本比率は十分か
融資方法、融資必要額に対応した想定する金融機関の国内でのプロジェクトファイナンス又はコーポレートファイナンスの実績	・金融機関の融資実績が示されているか

ウ. 計画内容の具体性、実現可能性 (2/15)

評価項目	採点基準
全体スケジュール	・全体スケジュールが網羅的かつ具体的か
計画認定から建設開始までに必要な各種調査・協議・調整に係る計画	・調査内容・協議・調整先が詳細かつ具体的に示されているか

施工計画（「港湾工事安全施工指針」（一般社団法人日本埋立浚渫協会 国土交通省港湾局監修）等への準拠）	・施工計画が関連する指針等に準拠し合理的か
発電事業に係る計画（施設配置計画、発電施設の構造・諸元、発電量、並びに電気事業法に基づく工事計画届出、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく認定や系統接続等の手続）	・施設配置計画が的確か ・予定する施設の構造・諸元、発電量等が的確か ・発電事業に係る各種届出、許可等の手続の時期が明示されているか ・系統接続の考え方が具体的に示されているか
維持管理計画、緊急時対応計画、事故等に備えた保険の付保	・維持管理計画等が的確か ・保険付保の考え方が具体的に示されているか
撤去の方法	・撤去の方法が的確か
計画の履行状況に係る報告の実施回数、内容	・報告回数、内容が具体的に示されているか
公募占用計画の変更の時期、考え方	・変更の時期、考え方が妥当か

エ. 港湾の開発、利用及び保全への配慮（1/15）

評価項目	採点基準
占用許可の条件への対応	・占用許可の条件への対応が妥当か
計画認定後に実施する各種調整及び調査設計等に関する港湾管理者への報告の実施回数、内容	・風況、地盤調査等の自然環境に関する調査結果の報告・情報の提供時期、内容、方法が具体的に示されているか
その他港湾物流、安全・安心、港湾環境、港湾空間の創造・管理、港湾の各種政策・事業実施への配慮	・それぞれの項目に対し配慮が具体的で適切か

オ. 占用料の額、資金計画、収支計画（1/15）

評価項目	採点基準
占用料の額	・占用料の額が収支計画からみて妥当か
資金計画（事業費、資本金額、出資者、出資比率、借入額、資金調達の形式、金利、想定する金融機関、キャッシュフロー計算書）	・資金計画の内容が適切か
収支計画（調査設計費用、建設費用、資機材調達費用、O&M 費用、撤去費用（積立内容を含む）、占用料、設備利用率、収入見込（FIT 等）を記載した損益計算書、内部収益率（IRR））	・費用、収益の想定が具体的で妥当か ・感度分析のケースがリスク等を踏まえ具体的か ・確実な撤去費用の積立方法が示されているか

カ. 港湾、地域への貢献（5/15）

評価項目	採点基準
響灘地区の風力発電関連産業の総合拠点化への貢献	・風力発電関連産業の総合拠点化に向けた産業集積、拠点形成に寄与する具体的な提案がなされているか ・総合拠点化による雇用（正規、非正規）、税収等の効果について具体的に示されているか
地元企業の振興	・建設時・運営時の地元企業の活用、地元企業からの調達など、地元産業の振興に寄与する具体的な提案がなされているか
港湾への常時又は非常時の電力供給等	・電力供給等の具体策が示されているか
地元の漁業、観光への貢献 等	・貢献策が具体的で確実性が高いか
その他洋上風力発電に係る市民等が参加可能な各種プログラムの実施 等	・実施内容が具体的で確実性が高いか

※個別の評価項目の配点については、後日公表する。

②評価プロセス

評価については、評価基準に基づき計画の評価を行うと同時に、必要に応じ公募占用計画の内容に関する質問書を送付し回答書を求める場合がある。その上で、上位の公募参加者に対しヒアリングを実施し、最終的な選定を行うものとする。

ア. 評価基準に基づく計画の評価

イ. 公募占用計画の内容に関する質問書の送付

ウ. 上記に対する回答書の確認

エ. ヒアリングの実施

2) 占用予定者の選定結果の通知

公募占用計画の評価により占用予定者を選定したときは、選定された者及び選定されなかった者に対しその旨を通知する。選定結果については速やかに港湾管理者のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表するものとする。

また、通知の際、占用予定者に対しては、評価プロセスを通じて指摘された今後必要な検討事項等を付す場合がある。

3) 非選定理由に関する事項

上記2)の通知（非選定の通知）を受けた者は、下記受付期間内に港湾管理者に対して非選定理由について説明を求めることができる。（様式10）

①提出様式 占用予定者の選定結果に係る確認書（様式10）

②受付期間 通知書を送付した日の翌日から起算して7日以内（土・日曜日、休日を含まない）

③提出方法 電子メールによる。（メール件名：「選定結果に係る確認書（事業者名・提出日）」）

なお、電子メール送信後に、提出先に着信確認の電話連絡を行うこと。

④提出先 17. のとおり。

⑤回答 上記への回答は、説明を求めることができる受付期間の最終日の翌日から起算して10日以内に電子メールにより行う。

4) その他（占用予定者の辞退等）

占用予定者がやむを得ない理由により辞退した場合には、占用予定者を取消し、適切な候補者がある場合には、他の公募参加者を繰り上げて占用予定者とするところがある。

また、公募占用計画を認定後、認定を受けた占用予定者が事業中止を決定した場合は、中止理由を確認の上、改めて公募の実施の是非を検討し、必要に応じ、再度公募を行う場合がある。

10. 公募占用計画の認定等

(1) 公募占用計画の認定と公示

占用予定者を選定し、当該者に通知後、占用予定者において、提出した公募占用計画について評価プロセスの過程で提示された補足資料や記載事項の訂正等を加えた上で、港湾区域内の区域及び占用の期間を指定して、当該公募占用計画が適当である旨を認定する。認定後、当該認定をした日及び認定の有効期間並びに指定した区域及び占用の期間を公示する。

なお、この公示の実施により、公示した占用の期間内において、認定を受けた公募占用計画（以下「認定公募占用計画」という。）の提出者（以下「認定計画提出者」という。）以外の者は、公示した区域の占用の許可の申請をすることができなくなる。

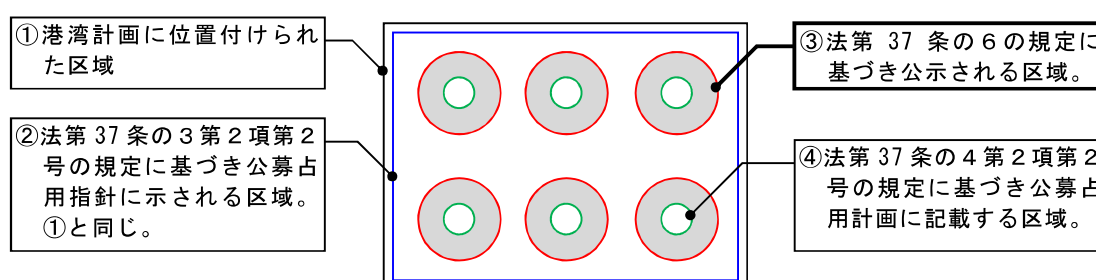


図1 法第37条の6の規定に基づき指定した区域として公示される区域のイメージ

（2）認定公募占用計画の変更

認定計画提出者は、各種調査、関係者調整等を実施した結果、認定公募占用計画を変更する必要がある場合には変更の申請を行うことができる。（様式11）

認定公募占用計画の変更は、法第37条の7第2項に定める基準に適合する限り、その変更が認定される。変更の認定に当たっては、当初計画が公募手続により認定されたものであることから、特に評価結果が下がる方向での変更は好ましくないため、その変更理由が真にやむを得ないものであるかを確認した上で判断するものとする。

1）変更を認定する場合の基準

①法第37条の5第1項第1～3号までに掲げる基準への適合

変更後の公募占用計画が第37条の5第1項第1号から第3号までに掲げる基準を満たしていることが必要である。

i）公募占用指針に照らし適切なこと。

法第37条の4第2項に示された公募占用計画の各項目について、下記の例示にあるような、明らかに公募占用指針の求める要求事項に合致していない計画変更は認定しない。

ア. 目的、区域、期間が指針の記載に適合しない公募占用計画の変更

イ. 構造や工事実施の方法、維持管理の方法等が示されていない公募占用計画の変更

ウ. その他事業実施体制、許可条件への対応について、事業の確実な実施が難しくなると考えられる公募占用計画の変更

ii) 法第 37 条第 2 項に該当しないこと。

港湾の利用若しくは保全に著しく支障を与え、港湾計画の遂行を著しく阻害し、その他港湾の開発発展に著しく支障を与える可能性のある公募占用計画。

iii) 公募対象施設等及びその維持管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合していること。

②公共の利益の増進又はやむを得ない事情

公共の利益の一層の増進に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があること。なお、公共の利益の増進又はやむを得ない事情としては下記のような場合が想定される。

ア. 新たな技術的知見により工事方法等の変更が妥当な場合

イ. 技術革新等により施設等の変更が妥当な場合

ウ. SPC の設立、役員変更等により事業実施体制が変更される場合

エ. 港湾管理者等の公的機関側からの要請等による変更が妥当な場合

オ. 自然災害や不発弾等の発見など事業者の責によらない事象等による変更が妥当な場合

カ. 気象、海象による事業遅延が妥当な場合

キ. 環境影響評価の結果による変更が妥当な場合

ク. 電力系統の受入や当該港湾の関係者との調整等による変更が妥当な場合等

2) 認定公募占用計画の変更内容の公示

変更の認定をしたときは、当該認定をした日、認定の有効期間、指定した港湾区域内の区域、占用の期間の変更について公示する。

(3) その他計画認定後に留意すべき事項

認定計画提出者は、本指針の他項に定める事項の他に、下記事項に留意し事業を実施するものとする。

- ・ 認定計画提出者は、本公募段階においては概略を示した資料としたものについて、必要な調査等を実施の上、遅くとも占用許可の申請前には、詳細な内容を示す資料を認定公募占用計画の変更申請をもって提出するものとする。
- ・ 認定計画提出者は、占用予定者の選定結果の通知の際に今後必要な検討事項等を付された場合、当該検討事項等について検討を行い、検討結果を港湾管理者に報告するとともに、必要に応じ認定公募占用計画の変更申請をもって提出するものとする。
- ・ 認定計画提出者は、事業を実施する公募対象水域内において、航行安全、環境保全等に配慮するとともに、響灘海域における関係者と十分に協議するものとする。

- ・ 認定計画提出者は、認定公募占用計画に基づいて、現地調査、施設の建設、施設の維持管理に関する現場作業等を実施する場合には、その実施について予め港湾管理者に報告をするものとし、港湾管理者は、その実施について計画認定を受けた者に対して、必要な事項の報告を求めることができるものとする。

また、認定計画提出者がその実施を第三者に委託する場合は、港湾管理者は、委託先の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求できるものとする。

- ・ 認定計画提出者は、洋上風力発電施設の設置及び維持管理等に当たって入手した気象、海象データ等を港湾管理者に提供するものとする。
- ・ 認定計画提出者及びその委託を受けた者は、認定公募占用計画に基づいて実施する調査、設計、施設の建設、施設の維持管理、撤去において、火災、事故等が発生した場合、遅滞なく港湾管理者及び関係行政機関に報告するものとする。

また、これに関連して港湾管理者、国土交通省その他の関係行政機関から要請があった場合、認定計画提出者が実施した調査、設計、建設、維持管理、撤去に関する情報を提供しなければならない。当該要請に正当な理由がある場合、計画認定を受けた者が保有する特許権等に関連する資料も提供するものとする。

- ・ 認定計画提出者及びその委託を受けた者は、災害や事故等の防止のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。災害や事故等の防止のため必要な臨機の措置を講じたときは、事後速やかにその措置について港湾管理者に報告しなければならない。
- ・ 認定計画提出者は、認定公募占用計画に基づいて実施する調査、設計、施設の建設、施設の維持管理、撤去、これに関連して実施する地元関係者との調整等の一切の記録について、施設の撤去が完了するまでの間、これを保管するものとする。

また、港湾管理者は、必要に応じて、その提出を求めることができるものとする。

- ・ 港湾管理者は、認定公募占用計画及び認定計画提出者から得た情報について、国土交通省港湾局その他の関係官署から、正当な理由をもって要請を受けた場合には、これらを提供することができる。
- ・ 認定計画提出者は、港湾の開発、利用及び保全の観点から公益上やむを得ない事情が生じたことにより港湾管理者から要請があった場合、認定公募占用計画の修正について、港湾管理者と協議するものとする。
- ・ 認定計画提出者は、洋上風力発電設備の損傷、第三者への損害に対する保険に加入するものとする。また、事業者は保険の加入状況について港湾管理者に毎年報告するものとする。
- ・ 認定計画提出者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている資機材、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- ・ 本件公募占用に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的

管轄裁判所とする。

- ・港湾管理者は、認定後の各種申請費用、調査費用、届出費用等の当該洋上風力発電事業に係る一切の費用を負わないものとする。
- ・認定計画提出者がコンソーシアムを結成している場合には、港湾管理者が、法及び本公募占用指針、認定公募占用計画に基づく全ての行為をコンソーシアムの代表企業を通じて行うものとし、港湾管理者が当該代表企業に対して行った全ての行為は、当該コンソーシアムの全ての構成員に対して行ったものとみなす。また、コンソーシアムは、港湾管理者に対して全ての行為について、当該代表企業を通じて行わなければならないとともに、当該コンソーシアムの全ての構成員は、港湾管理者に対して、全ての行為について責任を負うものとする。

1 1. 水域の占用の許可

(1) 認定計画提出者の責務

認定計画提出者は、認定公募占用計画に記したスケジュール等に従って設置工事等が必要となる各種調整及び調査設計等を実施し、認定公募占用計画に記した工事の実施方法等に従って洋上風力発電施設の設置及び維持管理を行わなければならない。

この義務を履行していない場合、例えば、認定計画提出者が設置工事を実施するまでの準備段階において認定公募占用計画に示した必要な業務を実施していないなど予定より遅延し、その結果、当該計画で示した工事の時期に工事を実施することができないことが確認された場合にあっては、法第 37 条の 10 の規定に基づき公募占用計画の認定を取り消す場合がある。認定計画提出者は、やむを得ない事情により遅延した場合などは「10. (2) 認定公募占用計画の変更」に従い、計画の変更を行う必要がある。

なお、事業実施に当たっては、「港湾における洋上風力発電施設等の技術ガイドライン【案】」（国土交通省港湾局）、「港湾工事安全施行指針」（一般社団法人日本埋立浚渫協会 国土交通省港湾局監修）、「測量・調査・設計業務共通仕様書」（北九州市）、「土木工事共通仕様書」（北九州市）等を参考にすること。

(2) 占用許可、占用料

1) 占用許可

認定計画提出者から認定公募占用計画に基づき、占用許可の申請があった場合は、占用許可を与えることとするが、占用許可の期間は最長 3 年とする。ただし、占用許可の期間の終了前に認定計画提出者から占用許可の継続に係る申請があった場合、認定の有効期間の範囲内において、占用許可を与えるものとする。占用許可の継続の申請をしようとする者は、期限 1 箇月前までに占用許可の申請を行うものとする。

なお、認定期間終了後における港湾区域の占用について、当該洋上風力発電施設を所有する事業者から占用許可の更新に係る申請がなされた場合、占用期間中の事業実施状況に特段の問題がなく、法第 37 条第 2 項で定める規定に抵触しない限り

において、占用の更新ができるものとする。占用の更新を許可する場合は、固定価格買取制度の調達期間が20年であること等を踏まえ、更新後の占用許可の期間を適宜設定するものとする。当該更新の申請をしようとする者は、公募占用計画で定める維持管理、撤去の方針に沿った新たな占用計画を添付の上、占用許可の申請を行うものとする。

2) 占用料

当該許可に係る占用料の額は、法第37条第4項の規定にかかわらず、認定公募占用計画に記載された占用料の額とする。なお、当該占用料が条例の改正により、条例で定める額を下回ることとなった場合にあっては、条例で定める額を占用料として徴収するものとする。

認定計画提出者が支払う占用料は、洋上風力発電施設の投影面積（ローターが旋回する空間の投影面積を含む。）に上記占用料の額を乗じたものとする。

(3) 占用許可の条件

占用許可に当たっての条件は主に以下の事項を想定している。認定公募占用計画に従って公募対象施設の設置及び維持管理を実施していない場合、認定公募占用計画の認定を取り消す場合があり、その場合、占用許可は効力を失うこととなる。

- ・水域占用許可に係る権利を譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。
- ・「港湾における洋上風力発電施設等の技術ガイドライン【案】」（国土交通省港湾局）に則って、設置及び維持管理を実施すること。
- ・発電事業の許可を受け、発電を開始する場合は、速やかにその旨を港湾管理者に届け出ること。
- ・維持管理に伴う設備の更新を除き、許可を受けた設備以外の設備を設置しないこと。設備の改変、追加など、許可を受けた事項・内容を変更・実施する際には許可を受けること。
- ・占用水域を洋上風力発電以外の目的に利用しないこと。
- ・設置したケーブルについて迂回等の必要が生じた場合は、港湾管理者と協議すること。
- ・事業者は、占用水域の漂砂等の状況を定期的にモニタリングし、海底や海岸の浸食等が起きた場合には、港湾管理者と協議の上、対策を講じること。
- ・占用期間満了時には、法令に従い洋上風力発電施設を撤去すること。撤去方法、撤去費用については、最新の技術、事例を参考に定期的にこれを見直すこと。
- ・台風後等の流木の発生、船舶の座礁事故等が発生した場合には、その除去工事に当たって、港湾の保全のため必要があると判断したときは補償を伴わずに、運転の一時中断に応じること。

(4) 撤去に関する事項

洋上風力発電施設の撤去については、下記事項に留意し、撤去の考え方を含めた計画を策定すること。

ア. 洋上風力発電施設等の撤去に当たっては、関係法令を遵守すること。

イ. 占用許可期間の満了後においては、撤去が基本となるため、当該施設の撤去の方法や撤去に係る費用を売電収入等から積立てる計画を示すこと。

(5) 占用料の支払方法

① 占用料の支払いは、許可を受けた日の属する年度の占用料については、許可を受けた日の属する月の翌月の末日までに支払い、許可を受けた日の属する年度の翌年度以降の占用料については、当該年度の4月末日までに支払うものとする。なお、支払い方法は、北九州市が発行する納入通知書により納めるものとする。

② 年度途中での占用開始又は終了の場合は、同年度の占用料は月割計算とする。占用の面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。

③ 指定された期日までに占用料が納付されない場合には、延滞金を徴収する場合がある。

④ 既納の占用料は返還しない。

12. 工事の実施等に当たっての許可

洋上風力発電施設の設置に当たり、港湾区域の占用許可を受けようとする者は、港湾法施行規則第3条の4第4号の規定により、港湾管理者が必要と認める書類を港湾管理者に提出することとする。

港湾管理者は、本規定に基づき、占用許可に当たって確認しておく必要があると認める書類を、認定計画提出者に通知し、提出された書類が認定公募占用計画と適合しているか確認することとする。

13. 地位の承継

法第37条の9に基づき、下記の1)又は2)に掲げる者は、港湾管理者の承認を受けて、認定計画提出者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。

地位の承継は、公募占用計画の審査、評価の基準となる事業実施体制の変更に該当するため、地位を承継する者が認定公募占用計画に従って、維持管理や非常時における対応等を適切に実施できる体制を整えているか等、港湾の開発、利用又は保全に支障がないか審査する。

なお、承認を与える場合にあっては、事業者の変更に伴う変更箇所以外については、

原則として、従前の認定公募占用計画を変更せずに承継すべきものとする。

また、公募占用計画にあらかじめ記載した SPC への事業実施体制の移行は、当該地位の承継には該当しないこととする。ただし、SPC の筆頭出資者に変更がある場合は除く。

1) 認定計画提出者の一般承継人（法第 37 条の 9 第 1 号）

相続・合併・分割により、認定計画提出者が有していた全ての権利・義務を一括して承継した者については、事業実施体制に関する審査、評価の基準に照らし、適切な事業の実施が見込まれるとともに、公募の公平性が損なわれることが無い限りにおいて、その承継を承認することとする。

2) 洋上風力発電施設等の所有権等を取得した者（法第 37 条の 9 第 2 号）

認定計画提出者から、認定公募占用計画に基づき設置及び維持管理が行われ、又は行われた施設等の所有権その他当該施設又は工作物の設置及び維持管理に必要な権原を取得した者について、事業実施体制に関する審査、評価の基準に照らし、適切な事業の実施が見込まれるとともに、公募の公平性が損なわれることが無いこと、また、事業者の変更に伴う変更箇所以外の事項については一切変更をしない限りにおいて、その承継を承認することとする。

1 4. 計画の認定の取消し

法第 37 条の 10 第 1 項に示されている下記の条件に該当する場合は、公募占用計画の認定を取り消すことがある。

①認定計画提出者である洋上風力発電事業者が法第 37 条の 8 第 1 項の規定に基づき施設の設置及び維持管理を実施していないとき。

②認定計画提出者が詐欺その他不正な手段により計画の認定を受けたとき。

当該規定に基づき、認定を取り消した場合は、認定公募占用計画に基づき与えられた港湾区域の占用許可は、その効力を失うこととなる。なお、取り消しの判断に当たっては、事業者側にやむを得ない事情があったかなどを事前に確認することとする。

1 5. 報告の徴収等

認定公募占用計画の履行状況について、認定計画提出者から年間 1 回の定期的な報告を聴取することとする。主な報告の内容は以下のとおり。なお、下記にかかわらず事業実施体制を変更（議決権株式の持分、役員構成の変更等）する場合は、認定計画提出者は事前に報告を行うこととする。

ア. 認定から着工までの期間

一 風況・地盤等の自然環境調査、関係者調整、協議等の進捗状況、結果

イ. 工事期間中

一 建設工事の実施状況等

ウ. 運用中

- －維持管理結果に係る事項
- －緊急時対応に係る事項
- －風況等の自然環境データの観測結果に係る事項
- －財務状態に係る事項

報告された事項から、洋上風力発電施設の占用許可の条件の履行状況、維持管理状況等について確認する。報告の内容で不明なことがあった場合は、新たに資料を求めることがある。

報告の内容で不明なことがあった場合は、必要に応じ、法第 56 条の 5 に基づき、港湾区域を占用する者に対して、その職員に、当該施設を管理する者の事務所等に立ち入り、維持管理の状況、当該施設、帳簿、書類等を検査させることがある。

洋上風力発電施設等に異常が発生した場合は「緊急時対応計画」に従い、認定計画提出者からの報告を聴取することとする。報告された事項から、異常発生の原因、内容、対策の状況、今後の発生防止策等について確認を行うこととし、必要に応じて立ち入り検査を実施する場合がある。なお、大規模地震時等で洋上風力発電設備が倒壊した場合は、事業者は責任をもって撤去を行うものとする。

16. その他

- ①港湾管理者は、公募の実施に当たり、談合等の不正が明らかになった場合には、公募を中止し、必要に応じて再度公募を行うこととする。
- ②書類の作成等に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）によるものとする。
- ③公募占用計画の作成、提出等に要する費用は、提出者の負担とする。
- ④提出された公募占用計画の内容変更、差し替え又は再提出は認めない。ただし、港湾管理者から記載事項の訂正指示や補足資料の提出の要請等を行う場合はこの限りではない。
- ⑤提出された公募占用計画について、占用公募参加資格の確認のため、提出された書類及び個人情報について、警察に提供することがあるほかは、提出者に無断で二次的な使用をすることはない。ただし、公募選定結果公表後、港湾における洋上風力発電事業の円滑な導入による公益の増進や港湾の開発、利用、保全の推進を図る等の正当な理由をもって要請があった場合には、本公募占用制度を所管する国土交通省港湾局その他の関係行政機関に提供することがある。
- ⑥情報開示請求があった場合は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）及び北九州市情報公開条例（平成 13 年北九州市条例第 42 号）に基づき対応するものとする。
- ⑦本公募に関する手続において提出された資料一式は返却しない。

17. 担当部局

北九州市 港湾空港局 整備保全部 エネルギー産業拠点化推進課

住所 : 〒803-8501 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

電話 : 093-582-2994

FAX : 093-582-2998

Email : kouwan-energy@city.kitakyushu.lg.jp

■公募対象水域

- ・公募対象水域は、図－2 の「再生可能エネルギー源を利活用する区域」内の水域である。
- ・当該区域に風車を無条件で設置できる訳ではない。実際の設置に際しては、船舶航行への影響の検討や環境影響評価の実施及び周辺水域の関係者や関係機関等と調整の上、風車の大きさや設置本数、配置、工法などを決定する必要がある。

なお、公募対象水域の座標点位置は図－2、各区域(A～D)の屈折点の座標は表－1 のとおり。

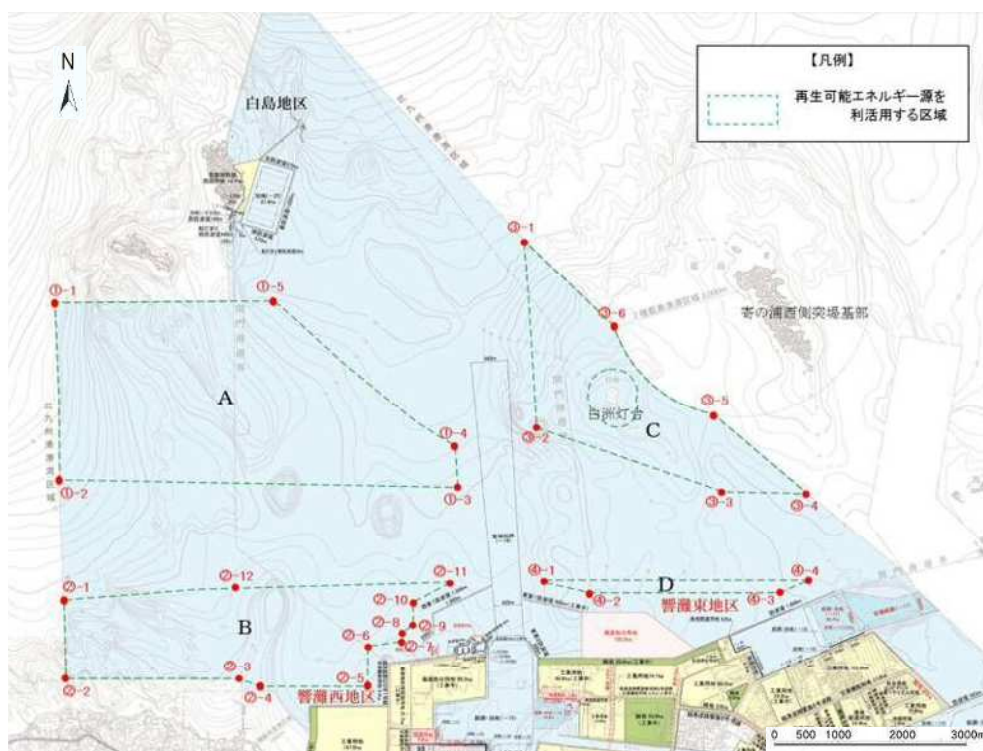


図-2 公募対象水域の座標点位置

A区 (水域面積: 1,367ha) C区 (水域面積: 533ha)
B区 (水域面積: 720ha) D区 (水域面積: 67ha)

- ※ C区のうち白洲灯台周辺の岩礁(色づけしていない部分)から 300m の範囲を離隔距離として公募対象水域から除外している。
- ※ C区の点③－5と点③－6間の区域については、藍島漁港区域(寄の浦西側突堤基部を中心として半径 2.0km の範囲)を除外している。

表-1 再生可能エネルギー源を利活用する区域の座標

	座標番号	緯度	経度
A	①-1	北緯33度59分45秒	東経130度41分54秒
	①-2	33度58分15秒	130度41分57秒
	①-3	33度58分12秒	130度45分52秒
	①-4	33度58分33秒	130度45分50秒
	①-5	33度59分45秒	130度44分03秒
B	②-1	33度57分15秒	130度42分00秒
	②-2	33度56分35秒	130度42分01秒
	②-3	33度56分36秒	130度43分44秒
	②-4	33度56分32秒	130度43分56秒
	②-5	33度56分32秒	130度44分59秒
	②-6	33度56分52秒	130度44分59秒
	②-7	33度56分55秒	130度45分20秒
	②-8	33度56分59秒	130度45分20秒
	②-9	33度57分03秒	130度45分26秒
	②-10	33度57分14秒	130度45分26秒
	②-11	33度57分24秒	130度45分48秒
	②-12	33度57分21秒	130度43分17秒
C	③-1	34度00分16秒	130度46分31秒
	③-2	33度58分42秒	130度46分38秒
	③-3	33度58分10秒	130度48分29秒
	③-4	33度58分09秒	130度49分19秒
	③-5	33度58分49秒	130度48分23秒
	③-6	33度59分34秒	130度47分24秒
D	④-1	33度57分25秒	130度46分43秒
	④-2	33度57分19秒	130度47分10秒
	④-3	33度57分19秒	130度49分02秒
	④-4	33度57分26秒	130度49分19秒

様式

- 【様式 1】 響灘洋上風力発電施設の設置・運営事業者公募参加登録申込書
- 【様式 2】 響灘洋上風力発電施設の設置・運営事業者公募参加登録の確認結果に係る確認書
- 【様式 3】 響灘洋上風力発電施設の設置・運営事業者公募占用指針説明会参加申込書
- 【様式 4】 響灘洋上風力発電施設の設置・運営事業者公募に係る質問書
- 【様式 5】 響灘洋上風力発電施設の設置・運営事業者公募申込書
- 【様式 6】 公募参加者の概要
- 【様式 7】 暴力団排除に関する誓約書
- 【様式 8】 委任状
- 【様式 9】 公募占用計画
- 【様式 10】 占用予定者の選定結果に係る確認書
- 【様式 11】 公募占用計画変更申請書
- 【別表 1】 占用の区域
- 【別表 2】 公募対象施設等の構造
- 【別表 3】 工事实施の方法
- 【別表 4】 工事の時期
- 【別表 5】 公募対象施設等の維持管理の方法
- 【別表 6】 公募対象施設等の撤去の方法
- 【別表 7】 資金計画及び収支計画
- 【別表 8－1】 財務諸表
- 【別表 8－2】 事業費及び事業費算定の考え方・根拠
- 【別表 9】 公募参加者の役員の氏名、生年月日その他必要な事項
- 【別表 10】 事業の実施方針
- 【別表 11】 事業実施体制
- 【別表 12】 全体スケジュール、各種計画
- 【別表 13】 港湾の開発、利用、保全に関する方針
- 【別表 14】 港湾、地域への貢献に関する考え方
- 【別表 15】 その他留意事項への対応

【様式1】

響灘洋上風力発電施設の設置・運営事業者公募参加登録申込書

平成 年 月 日

北九州港港湾管理者 北九州市

代表者 北九州市長 北橋 健治 様

住所

事業者名

代表者名

印

響灘洋上風力発電施設の設置・運営事業者公募に参加登録します。

事業者名

所在地

代表者氏名

※コンソーシアムによる参加登録の場合、代表企業以外の構成員

構成員名

所在地

代表者氏名

構成員名

所在地

代表者氏名

事業者連絡先	担当者所属・氏名：
	電話： FAX：
	E-mail：

※参加登録後に構成員の変更を行う場合は、その理由を付して、公募占用計画の受付開始前までに、修正後の本様式を届け出ること。

※事業者名には応募企業名又は代表企業名を記入すること。以下、他の様式及び別表においても同様とする。

※添付書類

・公募参加者（予定するコンソーシアム構成員全て）に関する書類

：公募参加者の名称、所在地

：納税証明書、税に滞納がないことの証明

：役員の氏名、生年月日

・発電所の運営の実績に関する書類

：発電所の名称、所在地、発電規模（実績）、当該発電事業における立場・役割

【様式2】

響灘洋上風力発電施設の設置・運営事業者公募参加登録の確認結果に係る確認書

平成 年 月 日

北九州港港湾管理者 北九州市

代表者 北九州市長 北橋 健治 様

住所

事業者名

代表者名

印

平成 年 月 日付けで公示のあった響灘洋上風力発電施設の設置・運営事業者公募参加登録の確認結果について下記のとおり説明を求めます。

説明を求める内容

--

事業者連絡先

担当者所属・氏名：

電話：

FAX：

E-mail：

※コンソーシアムを構成する場合は、代表企業が取りまとめの上、提出すること。

※説明を求める内容は、簡潔かつ具体的に記入すること。

【様式 3】

響灘洋上風力発電施設の設置・運営事業者公募占用指針説明会参加申込書

平成 年 月 日

北九州港港湾管理者 北九州市

代表者 北九州市長 北橋 健治 様

住所

事業者名

代表者名

印

平成 年 月 日付で公示のあった響灘洋上風力発電施設の設置・運営事業者公募占用指針説明会への参加を申込みます。

No.	所 属	役 職	氏 名	集合場所 ※○をつけてください
				A B
				A B
				A B

集合場所・時間

A: JR 小倉駅北口 13:00までに集合

B: 北九州エコタウンセンター(北九州市若松区向洋町 10-20) 13:20までに集合

事業者連絡先

担当者所属・氏名:
電話: FAX:
E-mail:

※参加登録申込者単位で提出すること。

※コンソーシアムを構成する場合は、代表企業が取りまとめの上、提出すること。

※会議室の都合上、登録人数は 10 名までとする。

※説明会での質疑応答は行わない。質疑応答については、公募占用指針「7. 質疑応答の方法」によるものとする。

【様式4】

響灘洋上風力発電施設の設置・運営事業者公募に係る質問書

平成 年 月 日

北九州港港湾管理者 北九州市

代表者 北九州市長 北橋 健治 様

住所

事業者名

代表者名

印

事業者名

質問内容

事業者連絡先

担当者所属・氏名：

電話：

FAX：

E-mail：

※コンソーシアムを構成する場合は、代表企業が取りまとめの上質問すること。

※質問内容は、簡潔かつ具体的に記入すること。

【様式 5】

響灘洋上風力発電施設の設置・運営事業者公募申込書

平成 年 月 日

北九州港港湾管理者 北九州市

代表者 北九州市長 北橋 健治 様

住所

事業者名

代表者名

印

響灘洋上風力発電施設の設置・運営事業者公募に様式 6 ～ 9、別表 1 ～ 15 及び添付書類を添えて応募します。

なお、応募資格の要件を全て満たしていること、並びに本申込書、様式 6 ～ 9、別表 1 ～ 15 及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

事業者名

所在地

代表者氏名 _____ ㊞

(コンソーシアムによる公募参加の場合、代表者以外の構成員)

構成員名

所在地

代表者氏名 _____ ㊞

事業者連絡先	担当者所属・氏名：
	電話： FAX：
	E-mail：

※添付書類（コンソーシアムにおいては全ての法人分）

- ・定款及び役員名簿 最新のもの（写し）
- ・法人登記事項証明書 応募提出日前 3 箇月以内に発行されたもの（原本）
- ・事業報告書等 事業報告書、貸借対照表及び損益計算書、附属明細書 過去 3 年分（写し）
- ・納税証明書 本市に営業所等を有する場合は、北九州市税についての納税証明書（写し）
それ以外の場合は、法人税、消費税及び地方消費税についての納税証明書（写し）

【様式6】

公募参加者の概要

平成 年 月 日

北九州港港湾管理者 北九州市

代表者 北九州市長 北橋 健治 様

住所

事業者名

代表者名

印

下記のとおり公募参加者の概要を提出いたします。

1. 応募企業（単体企業の場合）

項目	内容
名称	
住所	
担当者	
連絡先	

2. コンソーシアムの場合

区分	項目	内容
コンソーシアム	名称	
代表企業	名称	
	住所	
	担当者	
	連絡先	
	コンソーシアムでの役割	

3. 協力企業がある場合

区分	項目	内容
協力企業	名称	
	住所	
	担当者	
	連絡先	
	役割	

※添付書類（コンソーシアムにおいては全ての法人分）

- ・応募企業、コンソーシアム構成員について、親会社、子会社がある場合はそのリスト（名称、住所、代表者名）

暴力団排除に関する誓約書

☐ 私

☐ 当社

は、下記の事項を誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が占用許可及び占用計画の認定を取り消されることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 下記のいずれにも該当しません。また、認定の有効期間中にわたって該当することはありません。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人又は団体である場合は役員その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条 第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している

2. 認定の有効期間中にわたって、下記のいずれの行為も行いません。

- (1) 暴力的又は不当な要求行為
- (2) 脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- (3) 偽計又は威力を用いて港湾管理者の業務を妨害する行為
- (4) その他 (1)～(3)に準ずる行為

3. 認定の有効期間中にわたって、洋上風力発電所以外の用途で水域等の占用を行うことはありません。

北九州港港湾管理者 北九州市

代表者 北九州市長 北橋 健治 様

平成 年 月 日

住所

事業者名

代表者名

印

委任状

平成 年 月 日

北九州港港湾管理者 北九州市

代表者 北九州市長 北橋 健治 様

住所

事業者名

代表者名

印

私は、下記の者を代理人と定め、響灘洋上風力発電施設の設置・運営事業者公募について、次の事項に関する権限を委任します。

委任事項

1. 公募書類提出に関すること。

記

代理人氏名

代理人使用印鑑

(押印欄)

【様式 9】

公募占用計画

平成 年 月 日

北九州港港湾管理者 北九州市

代表者 北九州市長 北橋 健治 様

住所

事業者名

代表者名

印

平成 年 月 日付けで公示のあった響灘洋上風力発電施設の設置・運営事業者公募について、港湾法（昭和 35 年法律 第 218 号）第 37 条の 4 の規定により、公募占用計画を提出します。

■港湾法 37 条の 4 第 2 項第 1 号から第 10 号まで及び港湾法施行規則第 8 条の 8 に関する書類

占用の目的	
占用の区域 ※要図面	【別表 1】に記載
占用の期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
公募対象施設等の構造 ※要図面	【別表 2】に記載
工事实施の方法 ※要図面	【別表 3】に記載
工事の時期 ※要工程表	【別表 4】に記載
公募対象施設等の維持 管理の方法	【別表 5】に記載
公募対象施設等の撤去 の方法※要図面	【別表 6】に記載
占用料の額	円
資金計画及び収支計画	【別表 7】，【別表 8-1】，【別表 8-2】に記載
役員の氏名等	【別表 9】に記載

■ 港湾法 37 条の 4 第 2 項第 1 1 号に関する書類

事業の実施方針	【別表 1 0】に記載
事業実施体制	【別表 1 1】に記載
全体スケジュール、各種計画	【別表 1 2】に記載
港湾の開発、利用、保全に関する方針	【別表 1 3】に記載
港湾、地域への貢献に関する考え方	【別表 1 4】に記載
その他計画認定後の留意事項への対応	【別表 1 5】に記載

（記載要領）

「占用の期間」の欄には、本公募占用指針に定められた認定の有効期間内において、占用を希望する期間を記載すること。

なお、認定の公示は占用予定者の選定後速やかに行うが、現時点では平成 29 年 2 月 1 日（水）を認定の公示日と想定し、記載すること。（以下、同様）

占用予定者の選定結果に係る確認書

平成 年 月 日

北九州港港湾管理者 北九州市

代表者 北九州市長 北橋 健治 様

住所

事業者名

代表者名

印

平成 年 月 日付けで公示のあった響灘洋上風力発電施設の設置・運営事業者公募の占用予定者の選定結果について下記のとおり説明を求めます。

説明を求める内容

--

事業者連絡先

担当者所属・氏名：

電話：

FAX：

E-mail：

※コンソーシアムを構成する場合は、代表企業が取りまとめの上、確認すること。

※説明を求める内容は、簡潔かつ具体的に記入すること。

【様式 1 1】

公募占用計画変更申請書

平成 年 月 日

北九州港港湾管理者 北九州市

代表者 北九州市長 北橋 健治 様

住所

事業者名

代表者名

印

下記のとおり公募占用計画を変更したいので認定願います。

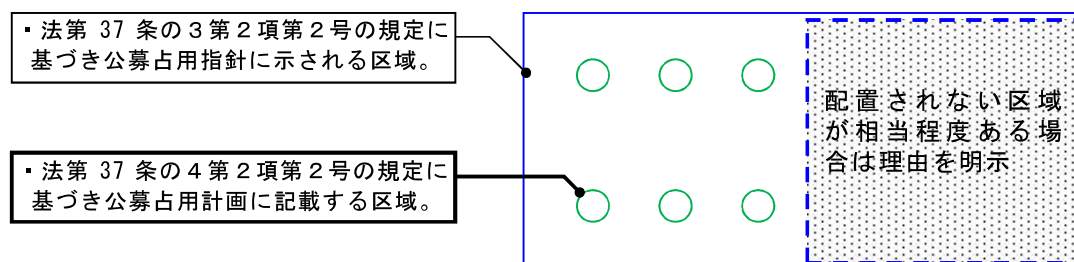
場 所		
認定年月日	年 月 日 第 号	
変 更 事 項	新	
	旧	
変更の理由		
備 考		
添 付 書 類	変更後の公募占用計画 認定公募占用計画との新旧対照資料 その他港湾管理者が必要と認めるもの	

事業者連絡先	担当者所属・氏名：	
	電話：	FAX：
	E-mail：	

占用の区域

占用の区域について、下記項目を含み具体的に記載すること。
作成に当たっては、冒頭に概要を 1 枚（A4）にまとめ、その後各論及び必要な書類を添付すること。

- ・ 占用の区域
 - ： 公募占用指針に示された占用の区域の全域を対象とすることを基本とし、現時点で想定される洋上風力発電施設の配置場所を記載すること。
 - ： 施設配置の考え方を記載すること。
 - ： 定格出力等が異なる風車を設置する場合は、その区別がつくよう、凡例等を記載すること。
- ・ 面積表
 - ： 風車本体とローターの旋回により占用することとなる区域について、面積表（合計及び A 区／B 区／C 区／D 区別の内訳）を記載すること。
- ・ その他
 - ： 占用の区域について、公示で示された水域の一部しか使用しない場合はその理由について明示すること。（下図参照）



公募対象施設等の構造

公募対象施設等の構造について、下記項目を含み具体的に記載すること。
作成に当たっては、冒頭に概要を2枚（A4）にまとめ、その後各論及び必要な書類を添付すること。

- ・ 構造の概略
 - ： 標準的な平面、立面、海底部の基礎構造を含む断面図、諸元、数量、発電量等を記載すること。
 - ： 構造の妥当性を示す検討内容、考え方を記載すること。（公募対象施設及び維持管理の方法に関する基準への対応を明示すること。）
- ・ 地震、波浪等に関する設計条件の設定方法
 - ： 設計条件の設定内容、考え方を記載すること。（公募対象施設及び維持管理の方法に関する基準への対応を明示すること。）
- ・ その他
 - ： 公募段階で不確定の要素があれば、その内容及び対応方針を記載すること。

工事実施の方法

工事実施の方法について、下記項目を含み具体的に記載すること。
作成に当たっては、冒頭に概要を2枚（A4）にまとめ、その後各論及び必要な書類を添付すること。

- ・ 工事の施工計画の概略
 - ： 工事概要、現場組織表、主要船舶機械、主要資材、施工方法、施工管理、安全管理、緊急時の体制及び対応、環境対策等について記載すること。
 - ： 工事実施における留意事項を記載すること。
- ・ その他
 - ： 公募段階で不確定の要素があれば、その内容及び対応方針を記載すること。

工事の時期

工事の時期について、下記項目を含み具体的に記載すること。
作成に当たっては、冒頭に概要を 1 枚（A4）にまとめ、その後各論及び必要な書類を添付すること。

- ・ 概略の工事工程表
 - ： 施工計画の項目に合わせた工事工程を記載すること。
 - ： 工事工程の妥当性を示す検討内容、考え方を記載すること。
- ・ その他
 - ： 公募段階で不確定の要素があれば、その内容及び対応方針を記載すること。

公募対象施設等の維持管理の方法

公募対象施設等の維持管理の方法について、下記項目を含み具体的に記載すること。作成に当たっては、冒頭に概要を 1 枚（A4）にまとめ、その後各論及び必要な書類を添付すること。

- ・維持管理計画の概略
 - ：施設の点検方法、点検時期、診断方法及び対応方針を記載すること。（公募対象施設及び維持管理の方法に関する基準及び「港湾における洋上風力発電施設等の技術ガイドライン」への対応を明示すること。）
 - ：労働者の安全衛生及び危機管理への配慮方針を記載すること。
- ・その他
 - ：公募段階で不確定の要素があれば、その内容及び対応方針を記載すること。

公募対象施設等の撤去の方法

公募対象施設等の撤去の方法について、下記項目を含み具体的に記載すること。
作成に当たっては、冒頭に概要を 1 枚（A4）にまとめ、その後各論及び必要な書類を添付すること。

- ・ 撤去方法の概略
 - ： 撤去工事の概要、施工方法、環境対策等について記載すること。
 - ： 撤去方法の考え方、撤去における留意事項及び定期的な撤去方法の見直しの考え方を記載すること。
 - ： 撤去費用、その確保方法及び定期的な撤去費用の見直しの考え方を記載すること。
- ・ その他
 - ： 公募段階で不確定の要素があれば、その内容及び対応方針を記載すること。

資金計画及び収支計画

資金計画及び収支計画について、下記項目を含み具体的に記載すること。
作成に当たっては、下記の(1)及び(2)について冒頭に概要を2枚(A4)にまとめ、その後各論を記載すること。なお、添付書類は(3)にまとめて添付すること。

(1) 資金計画

- ・ 資金調達の方法
 - ： 資金調達の方針、考え方について記載すること。
 - ： 資金調達の概要（資本金額、出資者、出資比率、借入額、借入形式（プロジェクトファイナンス／コーポレートファイナンス等）、金利、想定する金融機関等）について具体的に記載すること。また記載事項別にその理由、根拠を記載すること。
- ・ その他

(2) 収支計画

- ・ 収支計画の概要
 - ： 収支計画の概要（単年度黒字転換時期、累損解消時期、IRR 及び感度分析結果等）について記載すること。
 - ＊収支計画は、認定期間内を事業期間としたものを記載すること。併せて FIT 調達期間 20 年で試算した結果も記載すること。
 - ： 収支計画の前提となる調査設計費用、工事費、設備費、O&M 費用、撤去費用、設備利用率、収入見込（FIT 等）等及びその設定根拠を記載すること。
- ・ その他

(3) 添付書類

- ・ 財務諸表（別表 8-1）及び内部収益率（IRR）計算書（様式自由）
 - ＊認定期間 20 年を事業期間としたものを提出すること。
 - ＊同時に FIT 調達期間 20 年で試算したものも提出すること。
 - ＊感度分析 2 ケース程度を提出すること。感度分析は FIT 調達期間 20 年で試算したものについて試算すること。
- ・ 事業費及び事業費算定の考え方・根拠（別表 8-2）
- ・ 参加企業の資金調達力の確認書類
 - ： 格付け機関による応募企業又は代表企業の格付けを示す書類（様式自由）
 - ： 応募企業、代表企業及びその他の構成員又はそれらの親会社の純資産の合計額（過去 3 ヶ年分）を記載した書類（様式自由）
- ・ 金融機関の資金調達力の確認書類
 - ： 金融機関（幹事金融機関）の LOI 等（様式自由）
 - ： 格付け機関による金融機関の格付けを示す書類（様式自由）
 - ： 金融機関の自己資本比率等を示す書類（様式自由）
 - ： 融資方法、融資必要額に対応した想定する金融機関の国内でのプロジェクトファイナンス又はコーポレートファイナンスの実績を示す書類（様式自由）
- ・ その他資金計画・収支計画に必要な書類

【別表 8 - 1】

財務諸表

	1	2	3	4	5	～	16	17	18	19	20
I. 損益計算書	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	～	平成44年	平成45年	平成46年	平成47年	平成48年
営業収益											
営業費用											
：減価償却費											
：O&M費用											
－占用料											
－修繕費											
－人件費											
－保険料											
－固定資産税											
－その他(一般管理費等)											
営業利益											
営業外費用											
経常利益											
法人税等											
当期純利益(税引後)											
II. 貸借対照表	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	～	平成44年	平成45年	平成46年	平成47年	平成48年
資産の部											
：流動資産											
－現預金											
－その他											
：固定資産											
－発電設備											
－その他											
負債の部											
：借入金											
：資産除去債務											
：他負債											
純資産の部											
：資本金											
：利益剰余金											
負債・純資産合計											
III. キャッシュフロー計算書	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	～	平成44年	平成45年	平成46年	平成47年	平成48年
営業CF											
：当期純利益											
：減価償却費											
投資CF											
：設備投資											
財務CF											
：株式発行											
：借入											
：元本返済											
CF合計											
現預金期末残高											

事業費及び事業費算定の考え方・根拠

①事業費算定の考え方、前提条件

(※適宜、行を増やして記入のこと。)

②事業費算定

費用	費用概算 (百万円)	費用内訳
I 設計費 実施設計 (機械装置及びシステム)		
小計		
II 設備費 1 風力発電機 基 風車本体 タワー 2 変電設備 3 監視、記録装置 4 航空障害燈 5 電気・計装設備 6 データ取得装置		
小計		
III 工事費 1 造成工事 2 基礎工事 3 据付工事 4 電気工事 5 計装工事 6 試運転調整		
小計		
IV 諸経費 ・電力負担金工事		
小計		
合計		
消費税		
総計		

注 1 費用内訳は例示であり、詳細は任意とする。適宜項目を追加のこと。

注 2 施設整備費が複数年にわたる場合であっても全体金額を記入のこと。

【別表 9】

公募参加者の役員の氏名、生年月日その他必要な事項

平成 年 月 日現在

所属	役職	フリガナ 氏名	生年月日	住所	特記

※応募企業又はコンソーシアム構成員について記載すること。当該事業を担当する役員については特記欄に○印を記載すること。

事業の実施方針

事業の実施方針について、下記項目を含み具体的かつ簡潔に記載すること。（他の様式、別表の資料を再掲する必要はない。）

作成に当たっては、冒頭に概要を 1 枚（A4）にまとめ、その後各論及び必要な書類を添付すること。

- ・参加目的、事業運営の基本的考え方
- ・事業全体のスケジュール及び進め方
 - ：各事業年度の事業実施スケジュール、事業実施体制等についての方針を記載すること。
- ・建設着手等の判断時期、判断基準
 - ：建設着手等の判断時期、判断基準の考え方について、具体的な基準（風況、コスト、IRR 等）を示しつつ、記載すること。
- ・O&Mの考え方
 - ：O&M 実施方針、実施体制（人員配置、O&M 拠点、地元との連携等）等についての考え方を記載すること。
- ・港湾の管理運営との共生の考え方
 - ：公募占用計画や占用許可の条件の遵守、港湾の管理運営への配慮等の方針を記載すること。
- ・地域における社会受容性への配慮
 - ：漁業や航行船舶、周辺住民など、地域社会への配慮の方針を記載すること。
- ・事業撤退等を想定せざるを得ないリスクとその対処方針
 - ：撤退の要因となりうる主要なリスク及び対処方針、リスク分担の考え方等を記載すること。

事業の実施体制

事業実施体制について、下記項目を含み具体的に記載すること。
作成に当たっては、下記の(1)及び(2)の各々について、冒頭に概要を1枚(A4)にまとめ、その後各論及び必要な書類を添付すること。

(1) 公募占用計画提出時の体制

- ・各企業間の役割分担
 - ：応募企業又は代表企業及びその他の構成員並びに協力企業等の役割分担等について記載すること。
 - －添付書類（様式自由）
 - ＝コンソーシアムの場合は構成員間の覚書等
 - ＝施工を担当する企業との覚書や施工方法等に関する提案書等
- ・各種調整及び調査設計段階での体制
 - ：担当する会社、役割、人的資源の配置について記載すること。
- ・各企業の役割に応じた実績
 - ：各企業の役割に応じた実績について記載すること。
 - －添付書類（様式自由）
 - ＝応募企業又は代表企業の風力発電の設置及び運営の実績を示す書類
 - ＝応募企業又はコンソーシアムの洋上風力発電の設置及び運営の実績
 - ＝応募企業、コンソーシアム又は協力企業に北九州港又は国内他港で港湾工事の実績（元請）
- ・その他

(2) 事業実施時（建設、運営時）の体制について

- ・事業実施時（建設、運営時）の体制
 - ：建設／運営段階別に SPC、代表企業、その他出資企業、協力会社、風車メーカー、金融機関等の役割、人的資源の配置について記載すること。
 - ：SPC をペーパーカンパニーとする場合は、会社経営の実態がどこにあるかを明示すること。
- ・資本金額、出資比率、株式の保有方針
 - ：SPC など事業を実施する会社の資本金額、出資者別の出資額・出資比率・株式の種類、事業期間中の株式保有（出資比率変更、売却等）の方針について記載すること。
- ・想定される役員構成、主たる役員の専門分野、経歴、本社所在地 等
 - ：SPC に実体がある場合は、役員名とともに原所属及び肩書を記載すること。
 - ：SPC をペーパーカンパニーとする場合は、事業の建設、運営を担当する企業について担当部署、担当役員等を記載すること。
- ・洋上風力発電施設のO&Mの体制 等
 - ：O&M 部隊の配置（所在地、役割、人員配置、担当企業、地元との連携等）、メーカー保守との関係、トレーニング体制等について記載すること。
- ・その他

(3) 資金調達の体制

- ・別表 7 に記載すること

全体スケジュール、各種計画

全体スケジュール、各種計画について、下記項目を含み具体的に記載すること。
作成に当たっては、冒頭に概要を2枚（A4）にまとめ、その後各論及び必要な書類を添付すること。

(1) 全体スケジュール

- ・計画認定から各種調査・協議・調整、発電関連の許認可等、施工、運営、撤去等に係る事業全体のスケジュールを記載すること。

(2) 計画認定から建設開始までに必要な各種調査・協議・調整に係る計画

- ・各種調査・協議・調整の内容、実施体制、スケジュール等を記載すること。

(3) 施工計画（「港湾工事安全施工指針」（一般社団法人日本埋立浚渫協会 国土交通省港湾局監修）等への準拠）

- ・別表3及び別表4に記載すること。

(4) 発電事業に係る計画

- ・施設配置計画
：別表1に記載すること。
- ・発電施設の構造・諸元、発電量
：別表2に記載すること。
- ・電気事業法に基づく工事計画届出、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく認定、系統接続の手続 等
：発電事業の実施に必要な許認可等の内容、実施体制、スケジュール等を記載すること。

(5) 維持管理計画、緊急時対応計画、事故等に備えた保険の付保

- ・維持管理計画
：別表5に記載すること
- ・緊急時対応計画
：関係機関との連絡体制、緊急時における対応手段、緊急時対応訓練の実施方法等を記載すること。（「港湾における洋上風力発電施設等の技術ガイドライン」への対応を明示すること）
- ・事故等に備えた保険の付保
：保険の付保の考え方等を記載すること。

(6) 計画の履行状況に係る報告の実施回数、内容

- ・報告回数（年間1回以上）、内容（進捗状況、運用実績、事故、財務状況等）を具体的に記載すること。

(7) 公募占用計画の変更の時期、考え方

- ・SPC設立段階、建設段階、事業実施体制の変更時等に公募占用計画の変更を行う旨を記載すること。
- ・認定計画提出者は、公募段階においては概略を示した資料としたものについて、必要な調査等を実施の上、遅くとも占用許可の申請前には、詳細な内容を示す資料を認定公募占用計画の変更申請をもって提出する必要がある旨、留意しておくこと。

港湾の開発、利用、保全に関する方針

港湾の開発、利用、保全に関する方針について、下記項目を含み具体的に記載すること。

作成に当たっては、冒頭に概要を 1 枚（A4）にまとめ、その後各論及び必要な書類を添付すること。

(1) 占用許可条件への対応

- ・ 占用許可条件への対応方針について記載すること。

(2) その他港湾物流、安全・安心、港湾環境、港湾空間の創造・管理、港湾の各種政策・事業実施への配慮

- ・ 北九州港の実態、施策に即した具体の配慮事項を記載すること。

(3) 計画認定後に実施する各種調整及び調査設計等に関する港湾管理者への報告の実施回数、内容

- ・ 風況、地盤調査等の自然環境に関する調査結果の報告・情報の提供時期、内容、方法を具体的に記載すること。

港湾、地域への貢献に関する考え方

港湾、地域への貢献に関する考え方について、下記項目を含み具体的に記載すること。作成に当たっては、下記の(1)～(5)の各々について、冒頭に概要を1枚(A4)にまとめ、その後各論及び必要な書類を添付すること。

- (1) 響灘地区の風力発電関連産業の総合拠点化への貢献
 - ・ 風力発電関連産業の総合拠点化に向けた産業集積、拠点形成に寄与する具体的な提案を記載すること。
 - ・ 総合拠点化による雇用（正規、非正規）、税収等の効果について具体的な提案を記載すること。
- (2) 地元企業の振興
 - ・ 建設時、運営時の地元企業の活用、地元企業からの調達など、地元産業の振興に寄与する具体的な提案を記載すること。
- (3) 港湾への常時又は非常時の電力供給 等
 - ・ 電力供給等の具体策を記載すること。
- (4) 地元の漁業、観光への貢献 等
 - ・ 具体的で確実性の高い貢献策を記載すること。
- (5) その他洋上風力発電に係る市民等が参加可能な各種プログラムの実施 等
 - ・ 具体的で確実性の高い内容を記載すること。

その他計画認定後の留意事項への対応

計画認定後に留意すべき事項への対応について、具体的に記載すること。

- ・ 計画認定後に留意すべき事項
： 公募占用指針に基づき、計画認定後に留意すべき事項への対応方針について記載すること。
- ・ その他
： 公募占用計画の記載内容を踏まえ想定される留意事項があれば、記載すること。

用語の定義

(1) 港湾管理者

法第2章第1節の規定により設立された港務局又は同法第33条の規定による地方公共団体をいう。

(2) 港湾区域

法第4条第4項又は第8項(これらの規定を第9条第2項及び第33条第2項において準用する場合を含む)の規定による同意又は届出があった水域をいう。

(3) 港湾計画

法第3条の3にもとづき、港湾管理者が港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する政令で定める事項に関する計画として定めたもの。

(4) 再生可能エネルギー源を活用する区域

港湾管理者が、洋上風力発電施設が設置されても安全な船舶の航行や荷役等、現在及び将来の港湾の整備や運営に支障が生じないことを前提として、洋上風力発電施設の設置可能な範囲を適地として設定し、事前に水域利用者等との調整を図ったうえで港湾計画に位置付け、「港湾の管理運営と洋上風力発電施設が共生し得ると考える範囲」として明確化させた区域をいう。

(5) 洋上風力発電施設

洋上風車、洋上変電施設及び観測塔を総称する。なお、洋上風力発電に係る海底送電線・通信ケーブルを含める場合は、「洋上風力発電施設等」という。

(6) SPC

Special Purpose Company の略。特別目的会社と訳される。洋上風力発電事業では、ある特定の水域における洋上風力発電事業を営むことを目的とした会社で、出資者からの出資金と金融機関からプロジェクトファイナンス等により得た資金で、建設、運営等を行う会社のことをいう。

(7) 応募企業、コンソーシアム、代表企業、構成員及び協力企業

「応募企業」とは業務を実施する予定の単体企業、「コンソーシアム」とは複数の企業によって構成されるグループとする。コンソーシアムを構成する企業については「コンソーシアム構成員」という。応募企業又はコンソーシアム構成員は、SPCに出資して議決権付株式全ての割当てを受けるものを基本とする。コンソーシアムにあってはコンソーシアム構成員から代表となる企業を定める。代表企業はSPCの筆頭株主を基本とする。応募企業、コンソーシアム構成員の他に、建設及びO&Mに関して協力を求める企業については、「協力企業」という。

(8) 親会社、子会社

親会社とは、株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配してい

る法人として法務省令で定めるものをいう。子会社とは、会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社はその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう（会社法第2条）。

(9) 資本関係、人的関係

① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は除く。

（イ） 親会社と子会社の関係にある場合

（ロ） 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（イ）については、会社等の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

（イ） 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

（ロ） 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(10) LOI

Letter of Intent の略。関心表明書と訳される。本運用指針では、主に、金融機関が公募段階で応募企業又は代表企業に対し融資の検討を実施することを約する文書として使用している。

(11) O&M

Operation & Maintenance の略。運転管理・維持管理を行う業務のこと。

(12) 事業費

事業費とは洋上風力発電事業の計画認定から建設までに必要となる調査設計費用、建設費用をいう。O&M、施設撤去等に関する費用は含まない。

公募対象施設及び維持管理の方法に関する基準

○港湾法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 98 号）（抄）

（公募対象施設等及びその維持管理の方法の基準）

第三条の九 法第三十七条の五第一項第三号の国土交通省令で定める公募対象施設等の基準は、次に掲げるものとする。

- 一 自然状況その他の条件を勘案して、自重、水圧、波力、土圧及び風圧並びに地震、漂流物等による振動及び衝撃に対して安全な構造であること。
 - 二 船舶からの視認性を向上させるための措置その他の船舶の航行に支障を及ぼさないための措置を講じたものであること。
- 2 法第三十七条の五第一項第三号の国土交通省令で定める公募対象施設等の維持管理の方法の基準は、次に掲げるものとする。
- 一 自然状況その他の条件を勘案して、定期及び臨時に当該公募対象施設等を点検し、その損傷、劣化その他の変状についての診断を行い、その結果に応じて必要な措置を講じること。
 - 二 前号の結果その他の当該公募対象施設等の維持管理に必要な事項の記録及び保存を行うこと。
- 3 前二項に規定するもののほか、公募対象施設等又はその維持管理の方法の基準に関し必要な事項は、国土交通大臣が告示で定める。

○公募対象施設等又はその維持管理の方法の基準に関し必要な事項を定める告示（平成 28 年国土交通省告示第 858 号）（抄）

（公募対象施設等の基準）

第三条 公募対象施設等の基準は、着床式の洋上風力発電施設にあつては、次に掲げるものとする。

- 一 発電用風力設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十三号）で定める基準に適合すること。
- 二 規則第三条の九第一項第一号の自然状況その他の条件は、次のイからリまでに定める方法により定めるものとする。
 - イ 波浪及び高潮の推算に用いる洋上における風については、気象の長期間の実測値又は推算値をもとに、風速、風向等を適切に設定するものとする。
 - ロ 潮位については、実測値又は推算値をもとに、天文潮及び気象潮、波浪による水位上昇並びに津波等による異常潮位を考慮して、統計的解析等により港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示（平成十九年国土交通省告示三百九十五号）第一条第十三号に定める港湾管理用基準面からの水位を適切に設定するものとする。
 - ハ 当該洋上風力発電施設の安定性、構造部材の断面の破壊（疲労によるものを除く。）等の照査に用いる波浪については、長期間の実測値又は推算値をもとに、統計的解析等により再現期間に対応した波浪の波高、周期及び波向を適切に設定するものとする。

- ニ 構造部材に関する疲労による断面の破壊の照査に用いる波浪については、長期間の実測値又は推算値をもとに、統計的解析により設計供用期間（当該洋上風力発電施設の設計にあたり、当該洋上風力発電施設の構造の安定を確保し続けるものとして設定される期間をいい、その設計にあたり、適切に定めるものとする。）中に高頻度で発生する波浪の波高、周期、波向等を適切に設定するものとする。
- ホ 津波については、津波の記録又は数値解析をもとに、津波の高さ等を適切に設定するものとする。
- ヘ 海水等の流動については、実測値又は推算値をもとに、流速及び流向を適切に設定するものとする。
- ト 河口水理の影響については、実測値又は推算値をもとに、河川流を考慮して、適切な手法により評価するものとする。
- チ 漂砂の影響については、実測値又は推算値をもとに、適切な手法により評価するものとする。
- リ 地盤条件については、地質調査及び土質試験の結果をもとに、土の物理的性質、力学的特性を適切に設定するものとする。
- 三 海水又は風雨による腐食を防止する措置が講じられていること。
- 四 当該洋上風力発電施設の周辺の水域を航行する船舶から視認できるよう、当該洋上風力発電施設の一部を着色したものであること。
- 五 回転翼は当該洋上風力発電施設の周辺の水域を航行する船舶に接触しないように施設すること。
- 六 当該洋上風力発電施設の風下で発生する乱流が水域施設における船舶の航行に支障を及ぼすものでないこと。
- 七 当該洋上風力発電施設が倒壊した場合であつても、次のイからニまでに掲げる区域に影響を及ぼさない規模であること。
 - イ 開発保全航路の区域
 - ロ 緊急確保航路の区域
 - ハ 規則第三条の六第一号、第二号及び第四号から第六号までに定める区域
 - ニ 港湾の施設の技術上の基準を定める省令（平成十九年国土交通省令第十五号）第一条第七号に定める耐震強化施設の区域及び当該耐震強化施設と一体となって機能を発揮する必要がある港湾施設の区域

（公募対象施設等の維持管理の方法の基準）

第四条 公募対象施設等の維持管理の方法の基準は、着床式の洋上風力発電施設にあつて、維持管理が当該洋上風力発電施設の構造又は設備に関する専門的知識及び技術又は技能を有する者の下で行われるものであることとする。